

独立行政法人国民生活センター
理事長 松本恒雄 殿

独立行政法人通則法の規定による監事の意見書

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項および第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターの平成 25 事業年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）に係る期末貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書および付属明細書ならびに決算報告書について監査を行った。

監査の結果、上記各書類は、会計帳簿に基づいて作成され、法令ならびに独立行政法人会計基準および同注解に準拠し、独立行政法人国民生活センターの財務状態、運営状況、キャッシュ・フローならびに行政サービス実施コストの状況および予算の執行状況を適正に表示しているものと認める。

平成 26 年 6 月 18 日

独立行政法人国民生活センター

監事 高橋 京太



監事 川戸 恵子

